

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	富士市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和4年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>健康保険法、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び省令に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付費の給付に関する調査を行っている。</p> <p>特定個人保護情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者資格の管理 ・国民健康保険給付費事務の全般 ・住民からの各種申請に基づき、各種申請書の受付と発行 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公的受取口座登録法」)第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下デジタル庁令)第2条第13号(オンライン資格確認の準備事務) ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(27、42、43、44、45項)</p> <p>公的受取口座登録法第9条 デジタル庁令第7条第4号 (オンライン資格確認の準備事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	郵便番号417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市 保健部国保年金課 電話番号0545-55-2751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市 保健部国保年金課 電話番号0545-55-2751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成22年4月1日	所属長	国保年金課長 金森 映夫	国保年金課長 小川 洋二郎	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	平成30年4月から都道府県単位で資格管理等が開始されたことによるシステムの追加
平成31年1月15日	IVリスク対策		追加	事後	
平成31年1月15日	I 関連情報 5. 評価実績期間における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 小川 洋二郎	国保年金課長	事後	様式変更に伴う変更
令和2年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康保険法、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び省令に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付費の給付に関する調査を行っている。 特定個人情報保護法を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者資格の管理 ・国民健康保険給付費事務の全般 ・住民からの各種申請に基づき、各種申請書の受付と発行	健康保険法、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び省令に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付費の給付に関する調査を行っている。 特定個人情報保護法を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者資格の管理 ・国民健康保険給付費事務の全般 ・住民からの各種申請に基づき、各種申請書の受付と発行 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)	事前	
令和2年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する調査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する調査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・オンライン資格確認の準備事務 ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(27、42、43、44、45項) (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(27、42、43、44、45項) (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和2年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(27、42、43、44、45項) (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(27、42、43、44、45項) (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	番号利用法の改正による変更
令和4年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する調査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する調査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公的受取口座登録法」)第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号、以下「デジタル庁令」)第2条第13号 (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(27、42、43、44、45項) (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(27、42、43、44、45項) 公的受取口座登録法第9条 デジタル庁令第7条第4号 (オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	